

令和7年度 第2回内灘町総合教育会議

協議事項 1

第2期内灘町教育振興計画の 策定について

令和8年3月4日(水)

1. 内灘町教育振興基本計画の位置づけ

教育基本法に基づく地方公共団体における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する「大綱」として位置づけています。

→ 教育基本法(平成18年法律第120号)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

2. 現行の内灘町教育振興基本計画の体系

8つの「基本目標」を達成するために「施策の基本的方向」を定め、それに基づく「具体的な取組」を展開することによって、4つの「めざす人間像」を確立し、もって「基本理念」の達成をめざします。

基本理念	4つの 「めざす人間像」	8つの 「基本目標」	施策の基本的方向
夢や目標に向かってたくましく生きる心豊かな人づくり	「ふるさと内灘」に誇りを持ち、広い視野にたって社会に貢献できる人	1 ふるさとの歴史や伝統、自然を守り、未来につなげる教育をめざします	1-1 ふるさと教育・ふるさと学習の充実 1-2 内灘の自然を生かした環境教育・環境学習の推進
		2 異なる文化や価値観を尊重し、世界に通じる人づくりをめざします	2-1 多文化共生社会・国際化に対応した取組の充実 2-2 国際社会に対応できる実践的なコミュニケーション能力の育成
	確かな学力を身に付け、生涯にわたって学び続ける人	3 確かな学力をはぐくみ、一人一人の可能性を伸ばす教育をめざします	3-1 確かな学力の育成 3-2 これからの社会に必要な資質をはぐくむ教育の推進 3-3 特別支援教育の充実 3-4 指導力向上のための教職員研修の充実
	社会性や規範意識を身に付けた、思いやりのある心豊かな人	4 家庭・地域・学校が連携し、社会全体で教育力の向上をめざします	4-1 家庭や地域、関係機関と連携した学校教育の推進 4-2 家庭の教育力向上
	健康や体力の増進に努める、活力ある人	5 学びの気運に満ちた生涯学習社会をめざします	5-1 一人一人の生涯にわたる学習への支援 5-2 地域コミュニティ活動の推進 5-3 創造性と個性をはぐくむ文化活動の推進
		6 豊かな人間性をはぐくみ、心身ともにたくましい人づくりをめざします	6-1 豊かな心をはぐくむ取組の充実 6-2 キャリア教育の推進 6-3 コミュニケーション能力の育成 6-4 いじめ・不登校等への対応の充実 6-5 健康や体力をはぐくむ教育の充実
		7 豊かなスポーツライフの創造をめざします	7-1 生涯スポーツの推進 7-2 競技スポーツの底辺拡大 7-3 スポーツ団体の育成
		8 安全で安心な魅力ある学習環境をめざします	8-1 安心して学べる教育環境の充実 8-2 生涯学習の拠点となる施設の適正管理と活用 8-3 スポーツ施設の整備と活用

3. 内灘町の教育を取り巻く状況

1 社会の現状と変化

- ◆ 人口減少と少子高齢化の進行
- ◆ 「VUCA」将来の予測が困難な時代
- ◆ 令和6年能登半島地震の発生
- ◆ 教育を通じてのウェルビーイングの向上
- ◆ 令和の日本型学校教育の構築
- ◆ 急速な技術革新とAIやDXなど社会全体のデジタル化の進展
- ◆ 成年年齢の18歳への引き下げや子供の権利利益の擁護
- ◆ 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進
- ◆ 教職員の確保と学校における働き方改革の推進

2 教育をめぐる国・県の動き

- ◆ 国の第4期教育振興基本計画の策定
- ◆ 第4期 石川の教育振興基本計画の策定

4. 国「第4期教育振興基本計画」

2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上



(文部科学省「第4期教育振興基本計画」パンフレットより)

5つの基本的な方針



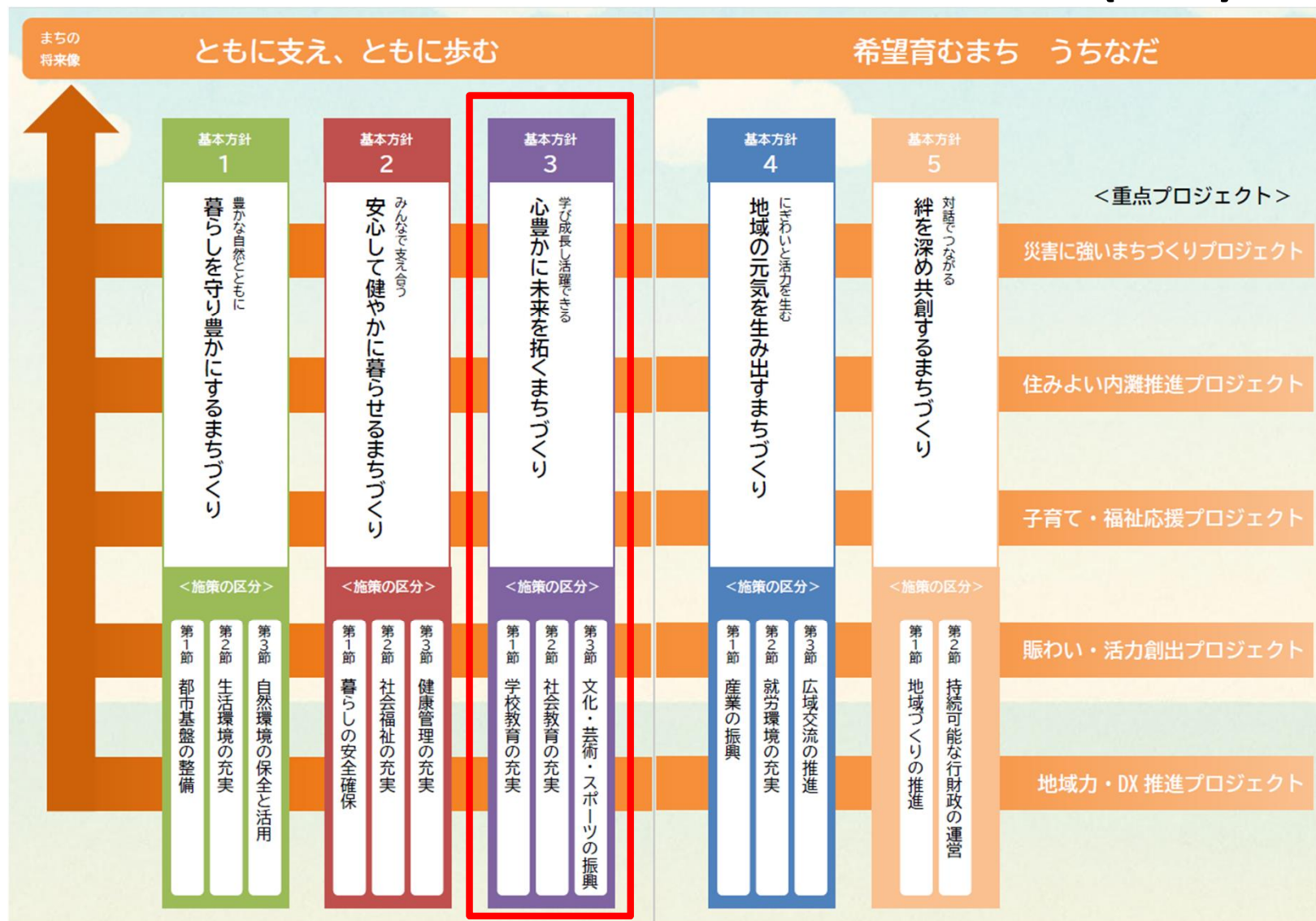
(文部科学省「第4期教育振興基本計画」パンフレットより)

5. 県「第4期教育振興基本計画」

第1章 計画の策定にあたって	第2章 社会の動向と教育をめぐる現状	第3章 石川県がめざす教育の姿	第4章 施策の方針と主な取組
1 計画策定の趣旨 第3期教育振興基本計画が5年目を迎え、震災からの復興など、この間の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、新計画を策定。 2 計画の位置づけ ・教育基本法に基づき、地方公共団体が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置づけ ・石川県成長戦略の教育分野の指針 ・以下の個別計画の内容も含む ⇒学校教育の情報化の推進に関する法律 ⇒子どもの読書活動の推進に関する法律 3 計画の期間 令和8年度から令和12年度の5年間	■令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の発生 ■教育を通じてのウェルビーイングの向上 ■我が国の伝統と文化の尊重とグローバル化に対応した教育の推進 ■令和の日本型学校教育の構築 ■急速な技術革新と、AIやDXなど社会全体のデジタル化の進展 ■成年年齢の18歳への引き下げや子供の権利利益の擁護 ■誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進 ■教職員の確保と学校における働き方改革の推進 ■人口減少、少子高齢化の進行と人生100年時代の到来 ■地域とのつながりの希薄化と家庭環境の変化	1 基本理念 未来を拓く心豊かな人づくり 2 めざす人間像 ▷ ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間 ▷ 生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間 ▷ 責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間 ▷ 健康や体力の増進に努める、活力ある人間 3 基本目標 9つの基本目標(後頁)を設定 4 計画の体系	後頁に記載 第5章 計画の実現に向けて 1 計画の周知・広報 県民に対する広報、教職員に対する周知徹底 2 地域社会全体の連携・協働 学校での着実な実践、家庭や地域・企業や大学等との連携・協働、市町・市町教育委員会との連携 3 計画の進行管理 計画の点検・評価、計画の見直し

(「第4期石川の教育振興基本計画 中間まとめ概要」より)

6. 「第6次内灘町総合計画(案)」



2 基本方針

本町では、まちの将来像「ともに支え、ともに歩む 希望育むまち うちなだ」の実現を目指し、5つの基本方針を設定し、今後のまちづくりを展開します。

基本方針 1

豊かな自然とともに

都市基盤・生活環境・自然環境

暮らしを守り豊かにするまちづくり

本町の魅力である海や砂丘等の豊かな自然環境を守りながら、誰もが安心して快適に暮らせる都市基盤と生活環境の整備を進めます。老朽化した道路や上下水道等のインフラの計画的な維持管理に取り組むとともに、災害に強いまちづくりを推進します。また、ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進、自然環境保全活動を進め、持続可能な地域社会の形成を目指します。さらに、駅周辺を含む公共交通の利便性向上や、ICT技術の活用による住民サービスの充実を図り、世代を問わず住みやすい住環境の整備に努めます。

<施策の区分>

- 1 都市基盤の整備
- 2 生活環境の充実
- 3 自然環境の保全と活用

基本方針 2

みんなで支え合う

安全・福祉・医療

安心して健やかに暮らせるまちづくり

令和6年能登半島地震では本町も液状化による大きな被害を受け、災害への備えの重要性が改めて認識されました。この経験を踏まえ、防災・減災対策の強化に重点的に取り組みます。避難所機能や防災インフラの整備、自主防災組織への支援、防災教育の充実を図り、町民の安全意識の向上を目指します。また、地域の高齢化や多様な福祉ニーズに対応するため、医療や介護、障害、福祉、救急サービスの充実を進めます。誰もが安心して暮らせる、支え合いのある地域社会を築きます。

<施策の区分>

- 1 暮らしの安全確保
- 2 社会福祉の充実
- 3 健康管理の充実

基本方針 3

学び成長し活躍できる

教育・文化・スポーツ

心豊かに未来を拓くまちづくり

町民一人ひとりが安心して学び、心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。学校教育の充実に加え、ICTを活用した学びの機会の提供や、生涯学習、社会教育の推進により、町民が年齢を問わず学び続けられる地域社会を目指します。また、地域の歴史や文化を大切にし、伝統行事や文化活動への参加を促すことで、地域への誇りや愛着を育みます。さらに、スポーツ活動を通じた健康づくりや世代間交流も推進し、震災にも負けない未来を拓く人づくりを進めます。

<施策の区分>

- 1 学校教育の充実
- 2 社会教育の充実
- 3 文化・芸術・スポーツの振興

基本方針 4

にぎわいと活力を生む

産業・観光・交流

地域の元気を生み出すまちづくり

本町が誇る海や砂丘、眺望等の地域資源を活かし、観光振興や地域産業の活性化に取り組みます。地場産品のブランド化や販路拡大、企業誘致、創業支援などにより、雇用の創出と定住促進を目指します。体験型・滞在型観光の推進や、交流拠点の整備、インバウンド観光への対応強化を図り、町内外の交流人口を増やします。また、地域資源を活かしたイベントやマーケットの開催、商工業や農業・漁業の振興を通じて、震災からの復興や地域経済の活力向上を実現し、町全体ににぎわいを生み出します。

<施策の区分>

- 1 産業の振興
- 2 就労環境の充実
- 3 広域交流の推進

基本方針 5

対話でつながる

地域づくり・行財政

絆を深め共創するまちづくり

人口減少や少子高齢化、震災からの復興・復興等の課題に対応するため、住民参加を推進し町民一人ひとりの声を大切にするとともに、対話を通じて課題を共有し、解決策をともに考え新たな価値を創造する「共創」のまちづくりを進めます。地域コミュニティの活性化や、自治会・各種団体の活動支援を通じて、多世代が支え合いながら暮らせる地域社会の構築を目指します。また、効率的で持続可能な行財政運営を進め、限られた資源を有効活用しながら、質の高い公共サービスの提供に努めます。

<施策の区分>

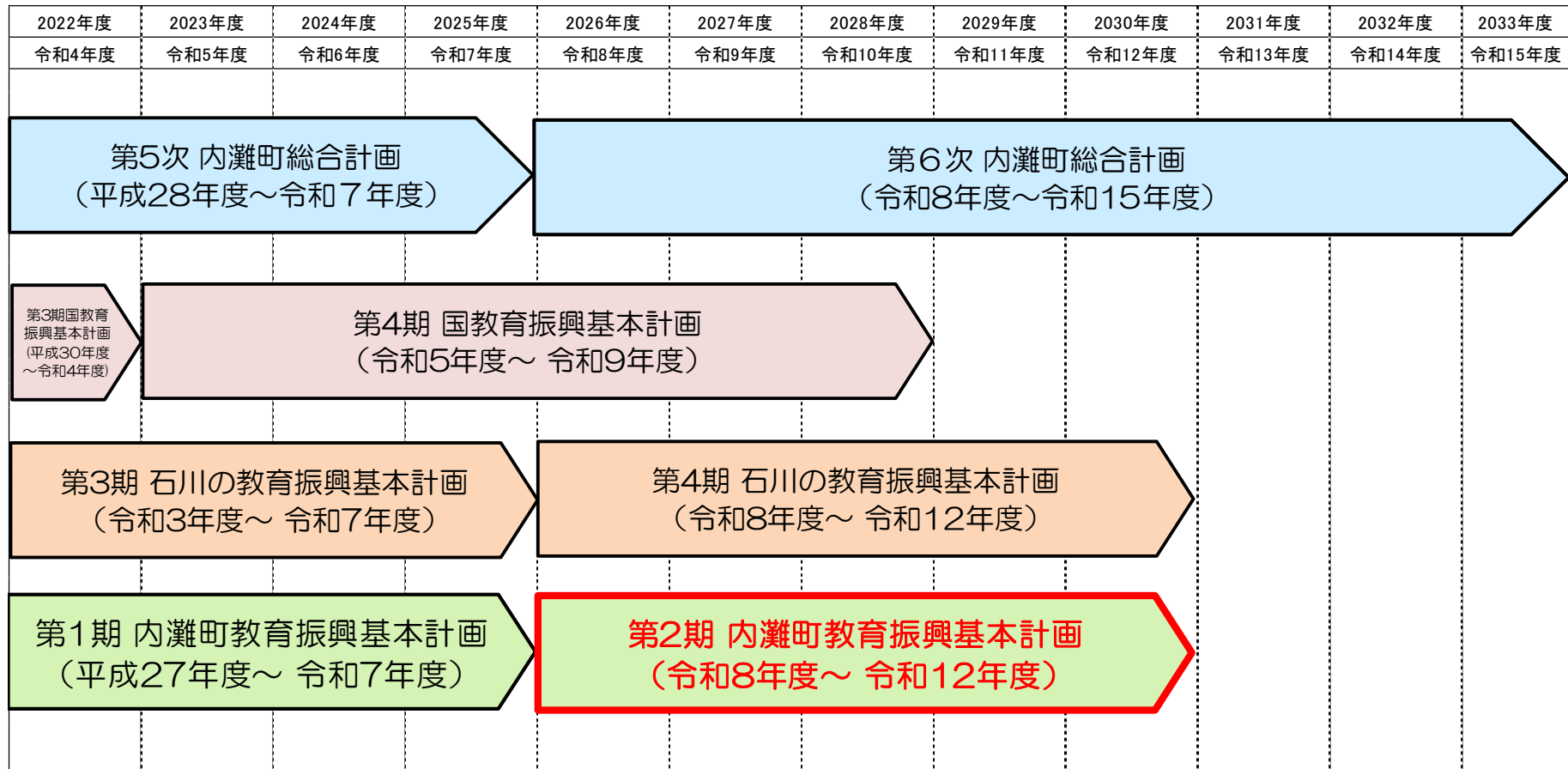
- 1 地域づくりの推進
- 2 持続可能な行財政の運営

7. 第2期内灘町教育振興計画 の策定に向けた基本的な考え方

・「**基本理念**」及び「**めざす人間像**」は、時代を通じても大きく変わらない本町教育の基本的な方針として、第2期計画にも引き継ぐ。

・そのうえで、「**個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実**」、「**ウェルビーイング**」、「**教育DX**」、「**令和6年能登半島地震からの復旧・復興**」等、近年の教育をとりまく状況の変化に対応したものとする。

8. 計画期間



9. 施策の基本的方向と具体的な取組の 主な見直しポイント

基本目標3

確かな学力をはぐくみ、一人一人の
可能性を伸ばす教育をめざします

1 確かな学力の育成

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

・小中学校においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、子どもたちが、学習の見通しを持って粘り強く取り組み、学習したことを振り返って次につなげる「**主体的な学び**」、協働や対話を通じて考えを広げ深める「**対話的な学び**」、知識を相互に関連付けてより深く理解することや問題を見いだし解決策を考える「**深い学び**」といった3つの視点からの授業改善を推進します。

・「**主体的・対話的で深い学び**」を実現するために、子ども一人一人が主体的に学習を調整できる状況を整えたり、お互いの考えを共有する時間を設けたりするなど、「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」を一体的に充実させ、子どもたちの学びが深まるよう授業改善を推進します。

(2) 情報活用能力の育成

- ・児童生徒がコンピュータやインターネットを活用することで、必要な情報を主体的に収集し、判断し、表現し、わかりやすく発信・伝達できるようになるための資質や能力を育成します。

- ・AI等の先端技術の進展やスマートフォン、SNSの利用が常態化しており、犯罪被害等も生じていることから、情報モラル教育やメディアリテラシーを身に付けるための学習に取り組み、情報社会の中で正しく行動できる判断力を育て、安全に生活するための知識や態度を育成します。

(3)プログラミング教育の充実

- ・中学校では、技術・家庭科(技術分野)において、小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし、プログラミング、情報セキュリティに関する学習活動を進めます。

(4)探究・STEAM教育の充実

- ・「**探究の見方・考え方**」を働かせ、**横断的・総合的な学習**を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく**課題を発見し解決していくための資質・能力**の育成を目指します。

- ・これからの社会の中で生きていくために必要な力の育成に向け、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な教育である**STEAM教育**により、具体的な社会課題と紐付けながら学習する活動の充実を図ります。

2 これからの社会に必要な資質をはぐくむ 教育の推進

(1) 教育DXの推進

・児童生徒が、インターネットやデジタル教材を用いて、**自らの疑問について深く調べる**ことや**自分に合った進度で学習**すること、更には一人一人の学習履歴を把握することなど、個々の理解や関心の程度に応じた**個別最適な学び**の実現に取り組みます。

・タブレット端末や電子黒板などを用いて、児童生徒同士による意見交換、発表など双方向型の**協働的な学び**の充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

(3) 子供の意見表明による主体性の育成

- ・令和4年に改訂された生徒指導提要进行を踏まえ、学校行事の運営、校則など学校のルールの設定や見直しについて、**児童生徒が意見を表明し、主体的に関わる学校づくりを推進**します。

(4) 消費者教育の推進

- ・児童生徒が**消費者の権利と責任について理解**するとともに、**主体的に判断し責任を持って行動**できるようにするため、小・中学校の社会科、公民科、家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育を推進します。

- ・成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、小中学校では、個人や企業の経済活動における役割と責任、買い物や売買契約の仕組み、計画的な金銭管理など、自立した消費者としての責任ある**消費行動についての学習活動を充実**します。

3 特別支援教育の充実と インクルーシブ教育の推進

(3) インクルーシブ教育の推進

・将来の共生社会の実現に向けて、すべての学校・教員が障害者理解を深めることを基盤とし、すべての児童生徒が授業内容を理解し、学ぶ喜びや充実感を得られるよう、視覚教材の活用や授業予定の視覚化など授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、**障害のある子供一人一人に対する合理的配慮**を提供し、**障害のある子供とない子供が共に活動**し、学び合う交流及び共同学習を積極的に行っていきます。

・小中学校においては、校内において**特別支援学級と通常の学級の児童生徒が互いに理解を深め**、共に学び合うことができるよう、**交流及び共同学習**を推し進め、これにより、障害の有無にかかわらず、すべての子供が自分と異なる考え方や立場を理解し、互いに認め合いながら、豊かな人間性を育むことを目指します。

基本目標4

家庭・地域・学校が連携し、
社会全体で教育力の向上をめざします

1 家庭や地域、関係機関と連携した 学校教育の推進

(2) 学校の組織的な対応力の向上

・いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の生徒指導上の課題に対して、公認心理師や専門性を有する退職教員等をスクールカウンセラー、社会福祉士等や元警察官などをスクールソーシャルワーカーとして派遣し、学校における問題行動等の未然防止、早期発見や適切な早期対応に努めます。

・体罰や体罰につながりかねない不適切な指導、性暴力等が疑われる不適切な言動を見過ごさないよう、徹底した**実態把握のための調査・検証を毎年度実施**し、その結果を踏まえて、**体罰・性暴力等を未然に防止する組織的取組**や体罰・性暴力等が起きた場合の**早期対応・再発防止策**など、体罰・性暴力等防止に関する取組を継続的に実施します。

(3) 学校における働き方改革の推進

・教職員の過度な負担を軽減するとともに、教材研究・授業準備や子供たちと向き合う時間を確保するため、**教職員の多忙化改善に向けた「実施計画」**を策定し、業務の適正化や、働きがいのある働きやすい職場環境の整備等、具体の取組について、全職員に周知し意識改革を図り、教育委員会や学校現場等の関係者が出来る限り足並みを揃えて一つ一つ着実に進め、教職員の時間外勤務の縮減に努めるとともに、あらゆる機会を通して、国に対して定数改善計画の策定を要望していきます。

・国が示した方向性に沿って、**中学校の休日部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への地域展開**に向けた環境の一体的な整備を着実に進めます。

基本目標6

豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに
たくましい人づくりをめざします

4 いじめ・不登校等への対応の充実

(1) いじめ・不登校の未然防止と早期解決の取組の充実

・校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し機能化を図ります。また、重大事態が発生した場合は、教育委員会や首長部局、関係機関と連携を図りながら対応します。特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、**早期に警察に通報・相談**し、警察と緊密に連携した対応を図ります。

・不登校児童生徒の実態把握のため、毎月の欠席状況とその対応について教育委員会に報告し、不登校の未然防止や早期対応に努め、「**誰一人取り残されない学びの保障**」をめざします。

・学校に行くことが難しい児童生徒に対して、教育支援センター「ステップ」の活動を充実させ、学校と連携しながら、学校復帰や社会的自立のための支援をします。また、**フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携**し、相互に協力・補完するような取組を通じて、課題を抱えている児童生徒への多様な支援を実施します。

(2)教育相談体制の充実

- ・教育センターにおいて、公認心理師・臨床心理士による教育相談を充実させ、児童生徒や保護者、教職員の抱える問題や悩みに専門的な立場から助言にあたり、学校や保護者と連携して問題の解決を図ります。

- ・児童生徒を取り巻く福祉的な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用や、福祉部門と教育委員会・学校等との連携を行いながら様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する切れ目ない包括的支援の充実を推進します。

基本目標8
安全で安心な魅力ある学習環境を
めざします

1 安心して学べる教育環境の充実

(1) 被災した教育施設の復旧

- ・令和6年能登半島地震により被災した西荒屋小学校の校舎やグラウンド等の早期復旧に向け、関係機関等と連携・協力し、工事を着実に進めます。
- ・同様に被災した公民館等の社会教育施設及び鶴ヶ丘テニスコートや総合グラウンド等のスポーツ施設についても復旧工事を進め、安心して利用できる教育環境を充実させていきます。